

共生型サービスについて

福祉局障害福祉部障害政策課

共生型サービスとは（１）

「共生型サービス」とは、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律において、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等について、高齢者や障害児者が共に利用できるよう、平成30年度から始まった制度です。

この制度を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、

- ・ 障害者が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるようになる。
- ・ 高齢者・障害者とも、利用できる事業所の選択肢が増える。
- ・ 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- ・ 地域共生社会を推進するためのきっかけとなる。
- ・ 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

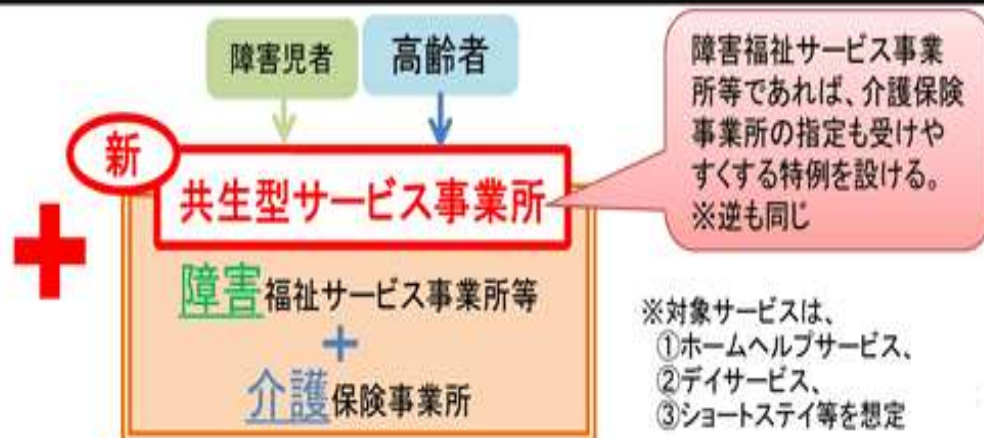
といったように、各地域で発生している課題の解決や掲げている目標の達成の一助となることが期待されています。

共生型サービスとは（２）

介護保険法又は障害福祉サービスの指定を受けている事業所に関して、設備基準や人員基準の緩和が適用されます。具体的には介護保険法の指定を受けている事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けたい場合には、介護保険法の設備基準及び人員基準を満たしていれば障害福祉サービスの事業所指定を受けることができます。

新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）



共生型サービスのメリット

○介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）

見直し前

山間地域など近くに事業所がない場合、遠方の事業所までの通所が必要。



見直し後

近隣の通所介護事業所が共生型生活介護になることで、身近な場所でのサービスが可能に。



介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けることで、地域の実情に合わせて、限られた福祉人材をうまく活用しながら必要な支援を行き渡らせることが期待されています。

図 厚生労働省 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容から一部抜粋

共生型サービスの対象となるサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
デイケア	○ 通所リハビリテーション	➡	○ 自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い	➡	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 泊まり	➡	○ 短期入所

共生型サービスの指定申請について

共生型サービスの指定に関心がある事業所様は障害政策課へお問い合わせください。

さいたま市ホームページ

事業者指定の手続（障害福祉サービス・障害者支援施設・相談支援）

<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/006/p002658.html>

事業者指定の手続（障害児通所支援・障害児入所支援・障害児相談支援）

<https://www.city.saitama.jp/002/003/004/003/007/p018259.html>

